

# 中原区井田中ノ町の農園の運営利用者 募集案内

## 1 募集の目的

川崎市は、都市農業について市民の理解促進を図るため、中原区井田中ノ町において、農業体験や収穫体験ができる農園の開園を予定しています。

農園では、農業体験を通じて地域の交流促進が期待され、さらに、障害者の活動の場づくりや社会福祉の理解を深めることを目的に、障害者と参加者が一緒に農作業を行う活動も予定しています。農園の開園にあたり、川崎市と共同で運営する法人1者を募集します。

## 2 概要

所 在：川崎市中原区井田中ノ町 751 番地（以下、「農園」という。）

面 積：1,479 m<sup>2</sup>（耕作面積は約 1,000 m<sup>2</sup>）

設 備：上下水道、倉庫

## 3 「運営利用者」の役割

### （1）農園の運営

運営利用者は、農園全体の管理・運営をしていただきます。

- ・農業体験ゾーンと収穫体験ゾーンを設け、栽培計画等を立てて農作物を栽培していただきます。
- ・草刈り等を実施し、農園全体を適切に管理していただきます。
- ・倉庫、水道、番線柵等の付帯設備を管理していただきます。

### （2）市民の参加・交流

運営利用者は、市民参加を募り、交流を図っていただきます。

- ・農業体験や収穫体験を希望する市民を募集し、参加者に作業内容等について指導・助言を行うとともに、参加者や障害者と一緒に農作業を実施し、交流・相互理解を図っていただきます。
- ・運営上必要な場合、近隣住民及び農業者と調整を行っていただきます。

### （3）費用の負担

- ・運営利用者は、上記について必要な経費（種苗や肥料、農業用資材、上下水道の料金等）を負担していただきます。
- ・運営利用者は、農業体験等の参加者から収穫物相当の代金を得ることができます（市との協議のうえ実費の範囲内）。
- ・運営利用者は、農園を無償で利用することができます。

### （4）運営期間

契約締結日から平成32年（2020年）3月末まで

## 4 申込資格

次の条件をすべて満たしている法人が対象です。

- （1）川崎市内で、障害者について、労働参加や社会参加の支援に取り組んでいること（福祉作業所等）
- （2）農地の管理、農作物の栽培に関する実績やノウハウがあること
- （3）農園から半径3km圏内に事業所が立地していること
- （4）川崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと

## 5 申込み及び決定

### (1) 必要書類

次の書類を提出してください

- ア 地域交流農園の運営利用者応募申込書（様式1）
- イ 定款又は寄附行為
- ウ 役員の名簿
- エ 農業に関する事業実績
- オ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式2）

### (2) 申込み期限

平成30年7月6日（金）（必着）

### (3) 決定

- ・申込み多数の場合、書類審査及び面談等により運営利用者を決定します。
- ・結果について、全ての申込者に文書で通知します。
- ・農園の運営利用について、川崎市と協定書を締結します。（平成30年7月中の締結を予定）

## 6 申し込み先及び問い合わせ先

川崎市経済労働局都市農業振興センター農業振興課振興係  
〒213-0015 神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセシサ梶ヶ谷ビル2階  
電話：044-860-2462 FAX：044-860-2464  
メールアドレス：28nogyo@city.kawasaki.jp  
受付時間 8時30分～12時、13時～17時（土日、祝祭日を除く）

# 案内図



Copyright (C) 2018 ZENRIN CO., LTD. (Z18JF第020号)

## 農園イメージ

